

「みよたメール配信サービス」のご案内

町では、防災行政無線を補完するシステムとして「みよたメール配信サービス」を運用しています。
このサービスは、放送内容を電子メールにより皆さまの携帯電話やパソコンに配信するものです。

【配信する主な内容】

- 防災情報
- 災害時の避難情報
- 浅間山の火山防災情報
- 安心・安全情報
- 防犯・交通安全情報
- 行方不明者に関する情報
- 火災情報
- その他(行政情報など)
- 町主催イベントの中止のお知らせ
- 気象情報
- 町に発表された各種警報お

よび注意報

○地震情報

- 町に震度3以上の地震が発生した際の地震情報

【登録方法】

- ① 指定アドレスに空メールを送信してください。
(myota@psmail.jp)
- ※2次元コードが読み取れる携帯電話などをお使いの場合、下記2次元コードをご利用ください。

みよたメール配信サービス
■受信者登録

【町からの配信情報】

- 防災情報
- 安心・安全情報
- その他(行政情報など)

※防災行政無線の放送内容にそって、メール配信を行います。

【気象警報・注意報】

希望する

※御代田町への各種警報・注意報(霧注意報のみ)発表を配信します。

【地震情報】

希望する

※御代田町に震度3以上の地震が発生した際の、地震情報を配信します。

【お住まいの地区】

伍賀

内容確認

表示例

- ② しばらくすると、登録URLがメールで届きます。メール本文中にある登録用サイトのURLを選択してください。



- ③ 希望する配信情報やお住まいの地区を選択し、内容確認ボタンを押してください。確認画面が表示されますので、誤りがなければ、登録ボタンを押してください。
- ④ 利用規約をご覧いただき、問題なければ「同意します」ボタンを押してください。

【迷惑メール対策をしている場合】

登録作業の前に次のドメインを受信できるように設定をしてください。
(@psmail.jp)

※迷惑メール対策の設定についての詳細は、ご利用の携帯電話会社などへお問い合わせください。

【主な注意事項】

- 本サービスの登録は無料で

すが、パケット通信料は登録者の負担となります。
通信機器の状態や障害発生などにより、メールの未着や遅配が生じることがありますが、一切の責任は負いません。

- 配信情報に関してのお問い合わせには対応できない場合があります。
- 受信したメールから返信されても、役場にメールは届きません。
- 配信された情報により発生したトラブル、不利益、損害に関して一切の責任を負いません。
- 障害およびシステムメンテナンスなどのため、事前に通知することなくサービスを停止することがあります。

【ヘルプデスク】

ご不明な点がございましたら、次のヘルプデスクまでお問い合わせください。

株式会社パスカル
オクレンジャーヘルプデスク
0267(66)1383

問い合わせ先

総務課防災係(内線29)

平成27年2月に「オフトーク通信サービス」が終了します。

「オフトーク通信サービス」は、NTTが昭和63年からサービスを開始し、御代田町では平成7年に導入して以来、皆さまにはご利用いただき、ありがとうございます。

最近では、ブロードバンド回線などを利用した情報提供手段の多様化により、「オフトーク通信サービス」の加入者は年々減少しています。このことからNTT東日本は、平成27年2月28日をもってオフトーク通信サービスの提供を終了することを発表しました。

町は、これに替わる情報提供手段について、広報誌やホームページ、防災行政無線、FMコミュニティラジオ、ケーブルテレビなどの媒体を利用してのことから、新たなサービスは実施しないことといたします。

皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

町総務課広報情報係
(内線26・68)
東日本電信電話株式会社
局番なし(116)

※携帯電話・PHSの場合
(0120)116000



◆平成25年度◆

「住宅リフォーム補助金」

4月1日(月)申請受付開始!

申請期間

平成25年4月1日(受付開始)～
平成26年3月7日(工事完成)まで

申請できる方

- ①御代田町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者
- ③町税・使用料などの滞納がない方(同一世帯全員)
- ④平成26年3月7日までに工事完了できること
- ⑤過去に住宅リフォーム補助金を利用していないこと

対象となる住宅

- ①自己または家族の居住に供する住宅
- ②建築基準法に適合する住宅
- ③店舗など併用住宅の場合は住宅部分のみ
- ④町のほかの補助金を受けていないこと
(御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金は除く)

対象となる工事

- 対象工事費20万円以上(消費税を除く)
- ①CO₂排出量削減を目的とした工事
 - ②高齢者などの生活支障排除を目的とした工事
 - ③住宅の長寿命化を目的とした工事
- ※申請前に着手してしまった工事は補助対象外です。
※対象工事の詳細および補助対象外の工事については、町ホームページをご覧ください。

工事を行うことができる業者

町内に本社を有する業者または個人事業主
詳しくは事前にご相談ください。

補助額

対象工事費の20% 最高限度額20万円

例1 対象工事費50万円
50万円×20%=10万円→助成額10万円

例2 対象工事費120万円
120万円×20%=24万円→助成額20万円

(1,000円未満端数切り捨て)

事業の流れ

① 対象となるかなど事前相談(受付中)



② 補助金交付申請(4月1日受付開始)



③ 補助金交付決定通知



④ 工事開始(事前着工はできません)



⑤ 工事完了・実績報告書提出(平成26年3月7日まで)



⑥ 完了検査・検査済通知



⑦ 補助金請求・支払い

申請方法

建設課都市計画係にある「申請書」に必要な事項を記入の上、必要書類(見積書・写真など)を添付し提出ください。施工業者による代理申請の場合は、委任状が必要です。町ホームページからも申請書などがダウンロードできます。

住宅リフォーム補助金は、「御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金」と併用可能です。これにより、リフォームと併せて耐震補強を行うと、最大80万円の補助金が交付されます。耐震補強を実施する場合には事前に耐震診断が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

○耐震補強工事までの流れ

①簡易耐震診断の実施(診断費無料)

②精密診断の実施(診断費無料)

※①の診断結果により精密診断が必要とされる場合で、耐震補強工事を希望する場合。

③耐震補強工事

(対象工事費の50%、最高限度額60万円)

申請・問い合わせ先 建設課都市計画係 (内線75・39・38)